

岐阜県福祉事業所等医療的ケア支援事業補助金交付要綱

(総則)

第1条 県は、障がい児者の福祉の向上を図るため、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第29条第1項に規定する指定事業者及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項に規定する指定事業者（以下「補助事業者」という。）が行う事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、岐阜県社会福祉法人の助成の手続に関する条例（昭和47年岐阜県条例第9号）及び岐阜県補助金等交付規則（昭和57年岐阜県規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(次格事由)

第2条 前条の規定にかかわらず、次に掲げるものは、補助金の交付を受けることができない。

- 一 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。次号において「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- 二 暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- 三 役員等（法人にあっては役員及び使用人（支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所の業務を統括する者（営業所の業務を統括する権限を代行し得る地位にある者を含む。）をいう。以下同じ。）を、法人以外の団体にあっては代表者、理事その他法人における役員及び使用人と同等の責任を有する者を、個人にあってはその者及びその使用人をいう。以下同じ。）が暴力団員であるなど、暴力団がその経営又は運営に実質的に関与している個人又は法人その他の団体（以下この条において「法人等」という。）
- 四 役員等が、暴力団員であることを知りながらこれを使用し、又は雇用している個人又は法人等
- 五 役員等が、その属する法人等若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等（暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）を利用して個人又は法人等
- 六 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している個人又は法人等
- 七 役員等が、その理由を問わず、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している個人又は法人等
- 八 役員等が、暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者であることを知りながら、下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等を締結し、これを利用している個人又は法人等

(補助対象事業等)

第3条 補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）及び経費（以下「補助対象経費」という。）並びに基準額は、次の表に掲げるとおりとする。

| 補助対象事業 | 補助対象経費 | 基準額 |
|---|---|-------------------|
| 障害者総合支援法第5条第7項に規定する生活介護及び児童福祉法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援を実施する事業所（医療的ケアの必要な重症心身障がい児者等 | 看護、リハビリ、口腔ケア等の医療的ケアの指導者としての看護師、理学療法士、歯科衛生士等の招へいに要する経費 | 8,300円 (1日当たり) |

| | | |
|--|--|--|
| を対象とする事業所に限る。以下「福祉事業所等」という。)に、医療的ケアの指導及び助言を行う医療従事者を招へいし、実際に医療的ケアを行うとともに、従業者の介護力を向上させるための事業 | | |
|--|--|--|

- 2 補助金の額は、前項の補助対象経費の実支出額と、基準額に招へい回数を乗じて得た額とを比較して少ない方の額とする。

(補助金の交付の申請)

第4条 補助金交付申請書の様式は、別記第1号様式のとおりとする。

- 2 補助金交付申請書には、別記第1号様式に定める書類を添付しなければならない。
3 補助金交付申請書の提出期限は、知事が別に定める。

(補助金の交付決定)

第5条 規則第5条第1項の規定による補助金の交付の決定（第6条第2項の規定による補助金の変更交付の申請があった場合の補助金の変更交付の決定を含む。）の通知は、別記第2号様式によるものとする。

(補助金の交付の条件)

第6条 知事は、補助金の交付の決定をする場合において、補助金の交付の目的を達成するため必要があるときは、次に掲げる事項につき条件を付けるものとする。

- 一 補助対象事業に要する経費の配分の変更（当該経費の20%以内の額の配分の変更を除く。）をする場合においては、知事の承認を受けるべきこと。
 - 二 補助対象事業の内容の変更（補助対象事業に要する経費の20%以内の減少となる場合を除く。）をする場合においては、知事の承認を受けるべきこと。
 - 三 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、知事の承認を受けるべきこと。
 - 四 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けるべきこと。
 - 五 その他知事が必要と認める事項
- 2 前項第1号及び第2号の承認を受けるにあたっては、補助金変更交付申請書（別記第3号様式）を知事に提出しなければならない。
- 3 前項の変更交付申請書には、別記第3号様式に定める書類を添付しなければならない。
- 4 第2項の変更交付申請書の提出期限は、知事が別に定める。

(申請の取下げ)

第7条 規則第8条第1項の規定による申請の取下げは、補助金の交付の決定の日から15日以内に行わなければならない。

(状況報告)

第8条 知事は、必要があると認めるときは、補助事業者に対して事業の実施状況について必要な報告を求め、調査し、又は指示することができる。

(届出事項)

第9条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに文書により知事に届け出なければならない。

- 一 所在地若しくは住所又は名称若しくは氏名を変更したとき。
- 二 その他知事が必要と認めたとき。

(実績報告)

第10条 実績報告書の様式は、別記第4号様式のとおりとする。

- 2 実績報告書には、別記第4号様式に定める書類を添付しなければならない。
- 3 実績報告書の提出期限は、補助対象事業の完了の日（廃止の承認を受けた場合にあっては、当該承認を受けた日。以下同じ。）から起算して1月を経過した日又は補助対象事業の完了日の属する年度の末日のいずれか早い日とする。

(補助金の交付時期等)

第11条 この補助金は、規則第14条の規定による補助金の額の確定後において補助金を交付するものとする。ただし、知事が補助金の交付目的を達成するために必要があると認めるときは、概算払により交付することができる。

- 2 補助事業者は、知事が別に指定するところにより、別記第5号様式による補助金交付請求書を提出しなければならない。

(消費税等に係る仕入控除税額の確定に伴う報告等)

第12条 補助事業者は、事業完了後に消費税等の申告により当該補助対象経費に係る消費税等に係る仕入控除税額が確定した場合は、別記第6号様式により、当該確定額を速やかに知事に報告しなければならない。

- 2 前項の場合において、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の一部、一社、一所等であって、自ら消費税等の申告を行わず、本部、本社、本所等（以下「本部等」という。）で消費税等の申告を行っている場合は、本部等の課税売上割合等の申告内容に基づき報告をしなければならない。
- 3 知事は、第1項の規定による報告があった場合は、当該仕入控除税額の全部又は一部に相当する金額を県に納付させることができる。

(暴力団の排除)

第13条 規則第4条の補助金の交付申請があった場合において、当該交付申請をした者が第2条の規定に該当するときは、知事は、その者に対して、補助金の交付をしないものとする。

- 2 知事が規則第5条の規定による交付の決定をした後において、当該交付の決定を受けたものが第2条の規定に該当することが明らかになったときは、規則第17条第1項の規定により、当該交付の決定を取り消すものとする。
- 3 前項の場合において、既に補助金が交付されているときは、規則第18条の規定により、補助金の返還を命ずるものとする。

(書類、帳簿等の保存期間)

第14条 規則第22条の知事が定める期間は、補助対象事業の完了日の属する年度の翌年度以後15年間とする。

- 2 補助事業者が法人その他の団体である場合であって、前項の期間が満了しない間に当該団体が解散する場合は、その権利義務を承継する者（権利義務を承継する者がいない場合にあっては、知事）に

規則22条に規定する書類、帳簿等を引き継がなければならない。

附 則（平成28年10月19日医福第490号）

この要綱は、平成28年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則（令和3年3月24日医福第1068号）

この要綱は、令和3年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則（令和6年3月14日医福第807号）

この要綱は、令和6年度分の予算に係る補助金から適用する。